

相続税・贈与税・土地住宅税制等の注目すべき

平成 29 年度改正点 8

医療法人の相続税・贈与税の納税猶予の延長等

医療法人の出資者に相続が発生した際に、相続税の支払いのため出資持分の払い戻しを行うこと等により医業の継続に支障をきたすことがあります。そのため、平成 26 年度税制改正により、医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度を前提として、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が創設されています。

(1) 適用期限の延長

持分の定めのない医療法人への移行のための認定期間が平成 32 年 9 月まで 3 年延長され、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用期限も 3 年延長されました。

(2) 医療法人への贈与税の非課税措置

平成 18 年医療法等改正法の改正を前提に、認定を受けた医療法人の持分を有する個人が、その持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、医療法人が認定移行計画に記載された移行期限までに、持分の定めのない医療法人への移行をした場合には、その医療法人が放棄により受けた経済的利益について、贈与税は課されません。

今改正により、役員数、役員の親族要件、医療計画への記載等の要件が緩和され、贈与税の非課税対象が大幅に拡大しました。

(3) 贈与税が課税される場合

(2) の適用を受けた医療法人が、持分の定めのない医療法人への移行をした日以後 6 年を経過する日までの間に移行計画の認定要件に該当しないこととなった場合には (2) にある放棄により受けた経済的利益について、その医療法人を個人とみなして贈与税が課税されます。